

平成23年3月13日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

## 福島第一原子力発電所第3号機の原子力災害対策特別措置法第15条による通報の受信について

福島第一原子力発電所第3号機においては、高圧注水系により原子炉への注水を行っていたところですが、本日（3月13日）午前2時44分に原子炉圧力低下に伴い、同ポンプの駆動源である原子炉からの蒸気量が低下したため、高圧注水系が自動停止しました。

このため、他システムによる冷却水の注入を試みたが注入ができず、原子炉への注水機能を喪失しました。

このことから、本日午前5時10分に東京電力株式会社は、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく特定事象と判断し、5時38分に通報がありました。

なお、福島第一原子力発電所において、既に原子力災害対策特別措置法第15条に基づく緊急事態が発生したと認めており、必要な指示はこれまでに行っていることから、本件にかかる指示は改めて行いません。

（本発表資料のお問い合わせ）

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、小山田

電話：03-3501-5890（原子力安全広報課）